

大阪薬科大学大学院薬学研究科と大阪市立大学大学院医学研究科
との間における学生の交流に関する協定書

大阪薬科大学大学院薬学研究科と大阪市立大学大学院医学研究科は、それぞれの特色を尊重し、大学院学生相互の交流を図り、大学院教育の充実に資することを目的として、下記により大学院学生の交流を行うことに合意する。

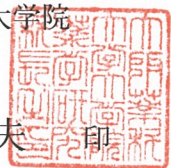
記

- 1 学生の身分
この協定により受入れる学生の身分は、特別研究学生とする。
- 2 学生数
特別研究学生の数は、受入れ研究科の授業に支障のない範囲とする。
- 3 期間
特別研究学生が研究指導を受ける期間は、1年以内とする。
やむを得ない事情があると認められる場合は、期間の延長を申請することができる。
ただし、研究指導を受ける期間は通算して2年を超えることはできない。
また、博士前期課程（修士課程）の学生については、いかなる理由があろうとも1年を超えることはできない。
- 4 施設・設備の利用
両研究科は、この協定に基づき受入れる特別研究学生の教育上必要な施設・設備の利用について、可能な限り便宜を供与するものとする。
- 5 授業料等
両研究科は、この協定に基づき受入れる特別研究学生に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しない。
- 6 受入れ手続等
(1) 特別研究学生の受入れ手続等については、受入れ研究科の定めるところによる。
(2) 研究指導の方法等は、両研究科の指導教員の間で協議する。
- 7 実施期日
(1) この協定は、平成27年1月1日から実施し、有効期間は5年間とする。
(2) 期間満了日の6ヶ月前までに、双方何らの申し出がないときは、この協定は、自動的に5年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 8 協定の見直し等
この協定の見直し等は、双方の協議による。

平成27年1月1日

大阪薬科大学大学院
薬学研究科長

政田 幹夫



平成27年1月1日

大阪市立大学大学院
医学研究科長

荒川 哲男

